

一、經濟統制ニ伴フ警察ニ關スル事項

第十二條ノ二中「保安部」ヲ「保安衛生部」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二、昭和十六年二月十二日  
勅令第百二十五號

北海道廳官制中左ノ通改正ス

第十二條第六項ニ左ノ一號ヲ加フ

二十、自動車交通事業法施行ニ關スル事項

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、昭和十六年二月十二日  
勅令第百二十六號

地方官官制中左ノ通改正ス

第十六條ニ左ノ一號ヲ加フ

二十、自動車交通事業法施行ニ關スル事項

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

四、自動車交通事業法施行規則拔萃

第百三十九條 本令中地方長官トアルハ自動車道事業ニ

關スル場合ヲ除キ東京府ニ在リテハ警視總監トス但シ

事件ガ専用自動車道ニ關スルモノニ在リテハ警視總監

及東京府知事トス

# 最近内務省に於ける路政關係行政處分例

K S 生

○内務省告示第四十二號

法 令

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ

爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年一月二十九日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名

區

間

工事終了ノ期日

四號

自埼玉縣北葛飾郡高野村  
至同縣同郡幸手村

昭和十六年一月二十九日

四號

自栃木縣河内郡明治村  
至同縣同郡雀宮村

五號

青森縣東津輕郡新城村地内

○内務省告示第五十一號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年二月四日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名

區

間

工事終了ノ期日

十一號

自新潟縣西頸城郡歌外波村  
至同縣同郡市振村

昭和十六年二月四日

◎土地收用事業認定

土地收用事業認定にして官報に公告せられたるもの左の如し。

道府縣

起

業者

事業種別

起

業

地名

認定月日

静岡縣

靜岡縣

港灣修築

静岡縣志太郡焼津町地内

一六、一、二四

富山縣

富山縣知事

道路改築

富山縣射水郡堀岡村地内

一六、一、二五

○内務省告示第五十七號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年二月十三日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名

區

間

工事終了ノ期日

十號

自長野縣小縣郡鹽尻村  
至同縣埴科郡南條村

昭和十六年二月十三日

○内務省告示第五十六號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年二月十三日

内務大臣男爵 平沼騏一郎

路線名

區

間

工事終了ノ期日

四號

埼玉縣南埼玉郡浦生村地内

昭和十六年二月十三日

大阪府	大阪府	排水改良
東京府	東京市	病院擴張
東京府	京濱電氣鐵道株式會社	停留場改築
愛知縣	愛知縣丹羽郡犬山町長	道路改築
兵庫縣	兵庫縣武庫郡御影町長	道路新設
兵庫縣	神戸有馬電氣鐵道株式會社	停車場擴張
長崎縣	長崎縣南高來郡布津村長	道路新設
静岡縣	東邦電力株式會社	電氣裝置

◎軌道法に依る申請に對する處分

大阪府	北河内郡三郷町地内	一六、一、二五
東京府	東京市深川區牡丹町二丁目地内	一六、一、二七
東京府	東京市大森區大森三丁目地内	一六、一、二七
愛知縣	丹羽郡犬山町地内	一六、二、三
兵庫縣	武庫郡御影町地内	一六、二、三
兵庫縣	武庫郡山田村地内	一六、二、三
長崎縣	南高來郡布津村地内	一六、二、三
静岡縣	周智郡氣多村地内	一六、二、五

北海道廳

旭川電氣軌道 工事方法變更及假設工事一部變更認可

旭川電氣軌道株式會社申請に係る標記の件の中曩に橋梁の所定動荷重を現在通過車輛に限定して遞減する計畫なりしも所定動荷重の遞減量甚だ僅少なるに付従前通のK S 12の所定動荷重と致し、荷橋梁架替工事中の假橋のレール桁九本の計は強度の不安ある爲、之を十一本に變更せんとするの件は一月三十日監第五一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

茨城縣

水濱電車 軌道車輛増設認可

水濱電車株式會社申請に係る運送能率増進の爲、相當長期間使

用せる老朽車十輛あり近く廢車となる状態に付、之が補充の爲、既認可と同一設計に依る電動客車五輛増加せんとするの件は昭和十五年十一月十六日監第三、五二〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

東京府

東京市電 大塚驛前停留場附近鐵柱移設認可

東京市申請に係る大塚驛前停留場附近鐵柱一本を既認可工事方法通り工費二八〇圓を以て移設せんとするの件は昭和十五年十二月二四日監第三、七三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

東京市電 踏切警報機設置認可

東京市申請に係る墓地下停留場附近及新田裏停留場附近の踏切

・道に電車接近と共に閃光及電鈴を以て踏切横斷者に注意を促し事故を防止する爲警報機を工費二、八四四圓を以て設置せんとするの件は昭和十五年十二月二十四日監第三、七三五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

東京市電 三〇〇〇形電車設計變更認可

東京市申請に係る乗客の激増に依り混雑甚敷き爲之が對應策として三〇〇〇形電車一輛に對し改造費二七七圓九二錢を以て室内腰掛の一部を折込式として乗客高潮時には折疊し開散時に從來通り座席を保持する様設計を變更し以て實地に使用し參考に供せんとするの件は右實施後の使用成績を報告せしむる様通牒を附し一月二十二日監第五〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

京濱電氣鐵道 停留場工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る青物横丁停留場は最近乗降客の増加著しく乗降の際の混雑甚しきを以て之が緩和を圖らんが爲工費九、三〇〇圓を以て乗降場を擴張せんとするの件は昭和十五年十月七日監第二、六一四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

京濱電氣鐵道 梅屋敷停留場工事方法變更認可

京濱電氣株式會社申請に係る梅屋敷停留場附近は生産工業發展に伴ひ乗降客の急増により混雑甚しきに付き之を緩和せんが爲構内踏切道を廢止し工費四二、九〇〇圓(銀行よりの借入金)を以て

地下道の新設並に乗降場を擴張せんとするの件は、右工事施行に伴ふ假設物の使用期限を五月十四日迄とし三月十三日監第三九七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

京濱電氣鐵道 雑色停留場工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る雑色停留場は乗降客の急激なる増加により混雑甚しきに付き之を緩和せんが爲構内踏切道を廢止し工費三四、六〇〇圓(借入金に因る)を以て地下道の新設並に乗降場を擴張せんとするの件は右工事施行に伴ふ假設物の使用期限を五月十四日迄とし、二月十三日監第四〇〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

京王電氣軌道 府中變電所 工事方法書中一部變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る(一)府中變電所の出力最大八〇〇kwは機械設備と一致せざるにより之を五〇〇kwに變更し(二)上北澤變電所は昭和十四年七月二十七日附監第二、四〇四號認可を以て世田谷區上北澤町二丁目四四八番地に建設せんとしたる所敷地の關係上之を同町二丁目四六一番地に變更せんとするの件は昭和十五年十二月二十二日監第三、九三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

京王電氣軌道 舊武藏中央横山變電所 工事方法書中一部變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る舊武藏中央横山變電所及饋電

京王電氣軌道株式會社申請に係る舊武藏中央横山變電所及饋電

線路を廢止し其の機械器具を昭和十四年七月廢止となれる京王横山變電所を復活し、之に移設せんとするの件は昭和十五年十二月二十三日監第三、九一一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

#### 京王電氣軌道 車輛構造一部設計變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る昭和十五年五月二十四日監第一、〇八二號認可自第五〇二號 至第五〇四號 ボギー並電動客車三輛の氣動折疊踏段裝置の操作を手動折疊踏段裝置操作に變更せんとするの件は昭和十五年十二月二十三日監第三、九一〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

#### 京王電氣軌道 踏切道新設に伴ふ工事方法變更認可

京王電氣軌道株式會社申請に係る澁谷區代々木新町四二番地先都市計畫幹線環狀道路第六號の一路線の一部改修に伴ひ同路線が軌道と神宮裏、初臺間に於て交叉する爲、鐵柱の位置を變更し踏切道を新設遮斷機を設置せんとするの件は昭和十五年十二月二十四日監第三、七四三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

#### 京成電氣軌道 既認可工事設計一部變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る昭和十五年三月二十七日附監第六一四號を以て認可、立石青砥間踏切道擴築工事に關する自動踏切警報機及電車線支持鐵柱を依託者東京市と協議の結果資材節

約の見地より設計を變更せんとするの件は一月二十二日監第三九三四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

#### 富山縣

#### 富山市營 軌道運輸營業一部休止許可

富山市申請に係る南富山驛前停留場堀川新驛間(六八、六七米)營業休止に關しては、此の終點堀川新驛は富南鐵道の經營にして、元富山驛より笹津に至る鐵道營業經營の際は同驛は富山市に通ずる關門として、乗降客頗る多く、而して之等旅客の大部分は該市營軌道を利用せしも其後同社は堀川新驛笹津驛間の營業を廢止し、富山驛、堀川新驛の短區間に事業を縮小したる結果現在にては該驛の乗降客は殆ど無く、依て本區間の營業を一時休止せむとするの件は一月二十二日監第五三號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

#### 岐阜縣

#### 名古屋鐵道 假設工事認可

名古屋鐵道株式會社申請に係る美濃町線桑專前停留場附近(柳ヶ瀬起點一哩一九鎖三〇節)に於て目下工事施行中の各務線中、田神、細畑間工事土工用軌道敷設により平面交叉を爲すため必要を生じたる軌道假設工事の件は本假設物使用期限を昭和十七年二月十七日迄とし二月十二日監第五七一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

愛知縣

豊橋電氣軌道 道路擴築猶豫認可

豊橋電氣軌道株式會社申請に係る營業路線中赤門東田間道路擴築工事は昭和十三年四月十八日附監第三七五八號を以て期限の伸長を同十四年十二月十六日迄認可なりたるも其の後都市計畫事業の影響を受け事業遂行の出來ざると用地買収の終了せざる爲尙二ヶ年間期限伸長せんとするの件は右期限を昭和十六年十二月十六日迄とし昭和十五年十一月五日監第二七七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

名古屋市營 軌道假設工事施行認可

名古屋市申請に係る昭和十五年二月十五日監第三七二號認可循環東線(自市民病院前)は軌條其他の材料の入手困難に付假に單線にて敷設し單線運行を爲し交通の緩和に資せんとするの件は右假設物使用期限を昭和十八年七月三十一日迄とし昭和十五年十二月二十四日監第三、九四九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可せられたり。

名古屋市營 瑞穂變電所新設認可

名古屋市申請に係る昭和十五年二月十五日附監第三七二號認可市民病院前砂町間軌道敷設に伴ひ、軌道動力用電力の増進を計らんが爲在來の堀田變電所の位置を變更し供給電力を擴大し以つて電車運轉の圓滑を計り交通運輸の萬全を期す爲瑞穂變電所を新設

せむとするの件は一月二十九日監第二三九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

名古屋市營 假設物使用期限延期認可

名古屋市申請に係る昭和十三年九月六日監第七、二八三號を以て認可せる名古屋驛假設物使用期限は昭和十五年九月五日迄の處都市計畫路線との關係上尙ふ一ヶ年間使用期限を更に延期せむとするの件は假設物使用期限を昭和十六年九月五日迄とし、昭和十五年十二月二十四日監第三、六〇四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪府

大阪市營 南北線工事方法變更認可

大阪市申請に係る近時市内の軌道を敷設せる道路は大部分鋪裝され撤水の必要性僅少となり、且鐵材統制の時局對策上南北線撤水車用側線を撤去せむとするの件は昭和十五年十二月二十四日監第三、六五六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

大阪市營 霞町玉造線假設物使用期限延期認可

大阪市申請に係る既認可霞町玉造線に假設せる假線は使用期限昭和十五年五月十六日迄の處時局の影響を受け、且鐵道省天王寺驛改築工事の遅延の爲尙引續き假線を使用せむとするの件は、右假設物使用期限を昭和十六年五月十六日迄とし昭和十五年十二月二十四日監第三、七四〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり

たり。

**大阪市電 松島南恩加島町線電氣工事方法變更認可**

大阪市申請に係る松島南恩加島町線中自松島町二丁目停留場間至大正橋停留場  
に於ける中央式電車柱を側柱式に變更せむとするの件は昭和十五年十二月二十四日監第三、六七九號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪市營 西野田櫻島線假設工事認可**

大阪市申請に係る巖に認可を受けたる西野田、櫻島線終點附近  
工事方法變更中(櫻島驛停留場に複線設置)電車線路支持物(電車柱)は鐵柱を使用すべく計畫なるも時局に鑑み、鐵材を節減する爲、代用柱を考究中に付、之が完成迄不取敢一部木柱(運河側、側柱三本は既認可通り鐵柱にて施行、東側、側柱三本、終端引留柱一本を假木柱として施行)として工事施行せむとするの件は一月三十日監第三、九〇七號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**大阪電氣軌道 上本町八木並に八木西口間に參宮急行**

**電鐵株式會社所屬客車直通運轉認可**

大阪電氣軌道株式會社申請に係る目下建造中の參宮急行電鐵株式會社所屬車輛十五輛(半鋼製四輪ボギー電動客車十一輛)を發  
功の上は櫻井線上本町八木並に八木西口間に乗入運轉せむとするの件は一月二十一日監第三、七五八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

り認可ありたり。

**兵庫縣**

**神戸市營 石屋川線工事方法變更認可**

神戸市申請に係る第四期第四號線(石屋川線)中自葺合區坂口  
通二丁目一番地先 間至灘區原田通の工事方法に關し①曲線部に於ける軌條、重量並曲線半徑の變更(護輪軌條なき爲、丁型軌條に變更し、曲線半徑を擴大する)、②交叉渉線轉轍又並取付軌條變更(轉轍器並に轍又製作運延の爲手持品を以て之に充當し取付軌條の變更を爲さむとす)③道路横町地下道の設置(小學校兒童及一般通行人の道路横斷の幅員二米の地下道を設置せむとす)、以上の工事方法に依り施行せむとするの件は一月十一日監第二一六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**神戸市營 石屋川線工事方法變更認可**

神戸市申請に係る第四期第四號線(石屋川線)中自葺合區坂口  
通二丁目一番地先 間至灘區原田通に於ける電車線支持物として第一種乙丸鋼柱及第一種丸鋼柱を使用すべく鐵鋼工作物業造許可申請中の處、丸鋼柱の建植を許可せられざる爲め、之れを木柱に變更せむとするの件は昭和十五年十二月十一日監第三、四八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

**神戸市營 護國社前停留場特別設計許可**

神戸市申請に係る第四期第四號線(石屋川線)中護國社前停留

場は參道を變更したる爲之を東方に移設したる關係上、原田停留場との距離縮少せしに因り、此中間に豫定したる王子町停留場は利用價值低下するものと思はるゝに付之を廢止し併せて一部中心料程をも變更の上電車乗降客の利便と安全を期せむとするものなるが、護國神社前停留場乗降場の一部は勾配千分の三二・九七なるを以て特別設計と爲し、昭和十五年十二月二十三日監第三、九五〇號を以て内務、鐵道大臣より許可ありたり。

奈良縣

大阪電氣軌道 西大寺停留場工事方法變更認可

大阪電氣軌道株式會社申請に係る西大寺停留場に於ける第四號線及第五號線に挾まる乗降場は狹隘の爲、客の乗降の甚しく混雜を呈し、殊に近時乗客の激増に往々危險をきへ伴ふ事あるを以て第五號側線を撤廢し其跡に乗降場を擴張して前記混雜を緩和せんとす。而して擴張したる乗降場は第六號線に對する乗降場たらしめ從來第五號線より發車せしめつゝありし列車は第六號線（擴張したる乗降場前）より出發せしむることとす、保安設備の變更に關しては（イ）乗降場の擴張に伴ひ、出發信號機の位置變更を爲し（ロ）三輛連結車入換の便宜上、奈良線に於ける自動閉塞信號機二基の位置變更を爲し（ハ）第五號線の撤廢に因り不用となりたる畝傍方面場内信號機の進路表示器を撤廢す（ニ）車庫線より一號線に車輛入換の便宜上入換信號機に進路表示器を増設す以上の如く工

事方法を變更せむとするの件は一月二十七日監第二一五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

和歌山縣

和歌山電氣軌道 縣廳前停留場特別設計許可

和歌山電氣軌道株式會社申請に係る縣廳前停留場上り線乗降場の縱斷勾配は軌道建設規程第十六條に牴觸するに因り同規程第三十五條に依り特別設計と爲し昭和十五年十二月二十四日監第三、六五七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

愛媛縣

伊豫鐵道電氣 併用軌道鋪裝工事認可

伊豫鐵道電氣株式會社申請に係る曩に認可を得たる併用軌道、札ノ辻、西堀端兩停留場間線路中心線一部移動並曲線變更工事實施に伴ひ、併せて石張鋪裝工事を施行し經費の節約を圖らんとするの件は一月二十二日監第三、九一二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡縣

若松市營 鐵道省所屬貨車臨時直通運轉認可

若松市申請に係る濱町驛より省線東海道新與驛並山陰線安來驛迄、重量貨物輸送の爲（日立製作所若松工場ヨリ軍需用品工作機械部分品輸送の爲昭和十五年十二月中旬迄）省用貨車（シキ六〇號形式車五〇輛積）を該軌道に引込み臨時直通運轉を爲さ



むとするの件は、右運輸期間を認可の日より二ヶ月半とし、一月二十二日監第五二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 福博電車 箱根登山鐵道所屬電動客車讓受使用認可

福博電車株式會社申請に係る最近電車乗客の自然増加に因る對策並に修繕用豫備車確保の爲箱根登山鐵道株式會社に於て不用になりたる四輪電動客車(五十人乗)三輛を讓受け使用せむとするの件は二月四日監第二八四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 熊本縣

#### 熊本市營 車輛設計變更認可

熊本市申請に係る昭和十四年二月一日監第八九號認可及昭和十五年三月十八日監第四一〇號許可の増設車輛(五輛)に關し、米突制の採用、製造者の變更、時代の進展に伴ふ改良等の諸理由に因り、其の車體、車臺、ベツク、ケージの變更を爲さんとするの件は二月四日監第二八三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

#### 大分縣

#### 別分大分電鐵 軌道工事方法變更認可

別分大分電鐵株式會社申請に係る該社龜川線中境川停留場龜川停留場互長四五八二米六一並に大分市内線中新川、菫茗間互長二二〇五米四一區間(國道三號線互長計六七八八米〇二)國道鋪裝工

事に伴ひ該社軌道内も同様鋪裝せむとするの件は、鋪裝方法は花崗石を以て認可の日より向ふ三年間に毎年其の三分の一宛施行せむとするものなるが、此の豫算額三二一、〇〇〇圓は每期利益金を以て充當せむとす、因つて本件は臨時資金調整法に依り大藏商工兩省に協議せし處、別段異存なき旨回答ありたるを以て一月七日監第三五二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

